

令和8年8月13日

土木部監理課
担当：松村・中島
076-225-1712
(内線 5020)

建設業許可の取消しについて

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	SSK管理システム(株)	代表者氏名	佐々木 大輔
主たる営業所の所在地	石川県能美市東任田町中17番地1		
許可番号	石川県知事 (般-5)第16897号	許可を受けている建設業の種類	電/消

2 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和8年8月13日	処分を行った者	石川県知事
根 拠 法 令	建設業法第29条第1項第2号		
処分の内容（許可の取消し） 建設業法第29条第1項第2号による建設業許可の取消し （電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し）			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
SSK管理システム株式会社の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）の罪により、令和7年1月7日に小松簡易裁判所において、罰金20万円の略式命令を受け、同年1月25日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			